

理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人才ークラ育英財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会、評議員会その他会議（以下「会議」という。）への出席に係る対価として、報酬等を支給する。

- 2 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事の報酬等総額は、別表1「理事の年間報酬等総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬等の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬等」に定める金額とする。

- 2 この法人の監事の報酬等総額は、別表3「監事の年間報酬等総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬等の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬等」及び別表4「監事の監査に係る報酬等」に定める金額とする。
- 3 この法人の評議員の報酬等総額は、定款第14条及び別表5「評議員の年間報酬等総額」に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬等の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬等」に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の会議出席に係る報酬等は、会議の開催日の属する月の翌月末日に支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

- 2 監事の監査に係る報酬等は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月末日に支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払う。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- この規程は、2024年2月2日から施行する。(2024年2月2日評議員会議決)
- この規程は、公益法人の登記の日から施行する。(2025年1月8日)

別表1 理事の年間報酬等総額 1,000,000 円

別表2 役員等の会議出席に係る報酬等

会議への出席の都度、一人一日一律 50,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する前の金額）

別表3 監事の年間報酬等総額 500,000 円

別表4 監事の監査に係る報酬等

一事業年度につき、一人一律 100,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する前の金額）

別表5 評議員の年間報酬総額 1,000,000 円